

報道機関各位



『第8回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

固定資産台帳の整備は93.9%と急速に進展

しかし、その質には大きな課題

公益財団法人 日本生産性本部

日本生産性本部の自治体マネジメントセンターは、この度「第8回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」結果を発表した。地方自治体は企業会計的な決算手法の導入に取り組んでいる。本調査は、その全国的な取り組み状況を明らかにするため、全国の都道府県及び市区町を対象に平成27年7月～8月に実施したものであり、国が整備を要請してから継続的に実施されている唯一の調査である。

調査結果のポイントは以下のとおり。

『第8回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

1. 固定資産台帳の整備は急速に進展、しかしその質には大きな課題がある（3頁）

93.9%の団体が平成28年度までに固定資産台帳整備を完了する予定となっている。平成25年に実施した前回調査では61.6%の団体で完了時期が未定であった。固定資産台帳整備は急速に進展している。しかし、国が示した手引きに基づいて固定資産台帳を整備した場合、固定資産の評価基準が団体ごとに異なる恐れがあり、比較可能性について大きな課題がある。基礎となる固定資産台帳の評価基準がバラバラでは開示された情報の利用者をかえってミスリードする恐れがある。固定資産台帳の質を高めることが必要である。

2. 日々仕訳を予定している団体は僅か3.1%、財務書類のマネジメントでの活用を本気で推進するのであれば、まずは法定の決算制度の見直しを検討すべきである（6頁）

統一的な基準による財務書類を作成する予定の団体のうち、原則とされた「日々仕訳」を予定している団体は僅か3.1%となっている。他方、期末一括仕訳を予定している団体は71.6%となっており、大半を占めている。複式簿記を導入する意義の一つは、財務書類のマネジメントでの活用とされている。適時性に問題のある「期末一括仕訳」では財務書類のマネジメントでの活用に限界がある。もし財務書類のマネジメントへの利用を本気で推進するのであれば、まずは法定の決算制度の見直しを検討すべきである。

3. 財政規律として健全化判断比率を利用している団体は80%、財務書類の指標も組み合わせ、財政規律足り得る指標を開発することが必要である（p8頁）

財政規律として「健全化判断比率」を利用している団体は80%となっている。しかし、健全化判断比率は財政規律としては不十分である。これまでも財務書類はほぼ100%の団体で作成されてきた。しかし、財務書類は公表されるものの、財政規律を含めその他の活用はほぼされてこなかった。「資産老朽化比率」のように、既存の財政指標だけでなく標準装備となった財務書類の指標も組み合わせ、財政規律足り得る指標を開発することが望まれる。

【お問合せ先】 公益財団法人 日本生産性本部
自治体マネジメントセンター（経営開発部内） 担当：佐藤 亨
TEL. 03-3409-1118 FAX. 03-5485-7750 e-mail: public@jpc-net.jp
URL: <http://consul.jpc-net.jp/jichitai>

自治体マネジメントセンター

検索

【調査概要】

- ・ 調査対象：全国の都道府県、指定都市、市区及び町の各団体
- ・ 調査票：郵送にて配布、郵送又は電子メールにて回収
- ・ 調査票配布期間：平成 27 年 7 月 27 日～8 月 21 日
- ・ 調査票の回収状況

	全団体	都道府県	指定都市	市区	町
総数	1,625 団体	47 団体	20 団体	813 団体	745 団体
回答数	835 団体	32 団体	16 団体	542 団体	245 団体
回収率	51.4%	68.1%	80.0%	66.7%	32.9%

※回収率の分母は平成 27 年 6 月末現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数。なお、村は財務諸表を作成する団体が特に少ないため、対象外としている。

【財務諸表の作成方式について】

「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・ **基準モデル・総務省方式改訂モデル**：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。総務省によれば、平成 27 年 3 月 31 日現在、新地方公会計モデルにより財務書類の作成に着手しているのは都道府県 89.4%、市区町村 91.5%となっている。
- ・ **統一的な基準**：総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月日）及び「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知）では、「統一的な基準による財務書類等」を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての団体において作成することが要請されている。

【当財団の取組み】

国に先行し、平成 9 年 7 月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ 250 団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成 16 年度より我が国で唯一、地方自治体の財務諸表の全国比較を行っている。

1. 固定資産台帳の整備は急速に進展、しかしその質には大きな課題がある

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知）では、「統一的な基準による財務書類等」を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方自治体で作成するように要請している。この統一的な基準による財務書類等の作成には個別の資産管理を可能にする「固定資産台帳」の整備が不可欠となる。

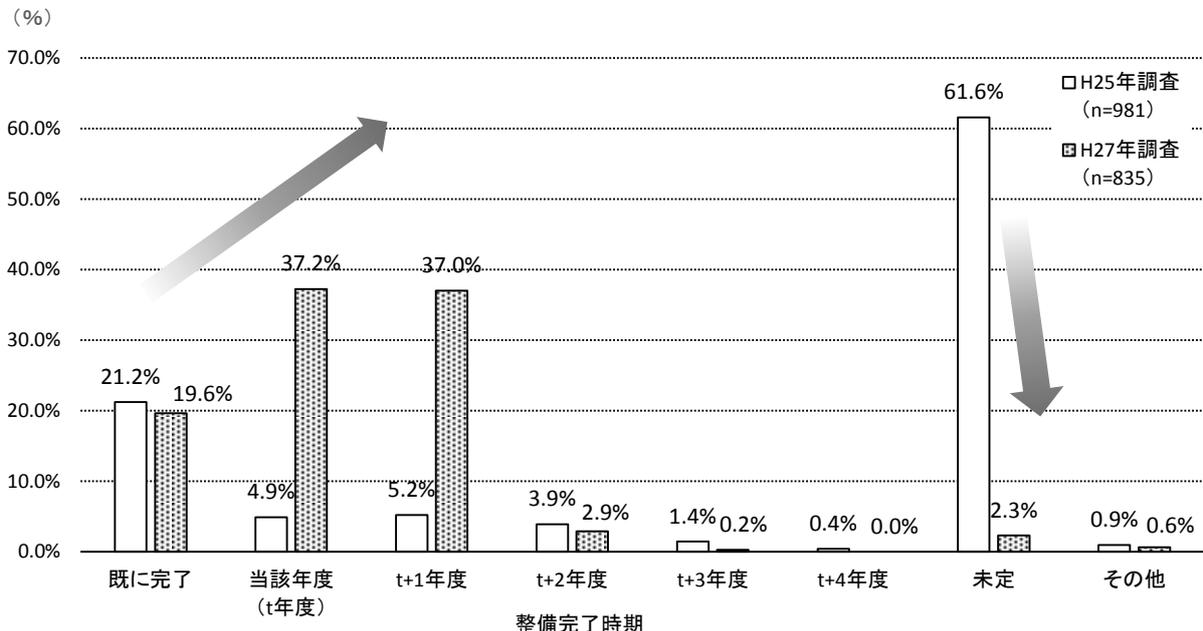
固定資産台帳整備を平成 28 年度までに完了する予定の団体は 93.9%となっている。平成 25 年に実施した前回調査では 61.6%の団体で完了時期が未定であった。固定資産台帳整備は急速に進展していることが確認できる。

ここで、大臣通知と共に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表された。大臣通知では当該マニュアルも参考にして統一的な基準に基づく財務書類を作成するように要請している。このマニュアルには「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が含まれている。

しかし、手引きに基づいて固定資産台帳を整備した場合、比較可能性について大きな課題がある。固定資産台帳整備の課題について、57.4%の団体が「過去の資料が足りない」としている。過去の資料の中でも最も不足するものは取得価額の情報であると考えられる。これは、地方自治法施行規則で示されている決算の付属書類「財産に関する調書」では公有財産の物量のみが記録され、取得価額の記録が求められていないためである。手引きでは特定の時期に取得したものを除き、取得価額が判明している固定資産を取得価額、取得価額が不明な固定資産を再調達価額で評価する。そのため、各団体の取得価額の記録の状況によって固定資産の評価基準が異なってしまう。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日付け閣議決定）では、「自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等」の「見える化」を徹底して進め、「誰もが活用できる情報開示を確実に実現する」としている。しかし、基礎となる固定資産台帳の評価基準がバラバラでは開示された情報の利用者をかえってミスリードする恐れがある。固定資産台帳の質を高めることが必要である。

固定資産台帳整備の完了時期の比較



Q. 固定資産台帳整備の完了時期について、どのような予定ですか。(一つ回答) (n=835)

	全団体	都道府県	市区町
a. 平成 25 年度までに完了	141 (16.9%)	3 (9.4%)	138 (17.2%)
b. 平成 26 年度に完了	23 (2.8%)	0 (0.0%)	23 (2.9%)
c. 平成 27 年度	311 (37.2%)	8 (25.0%)	303 (37.7%)
d. 平成 28 年度	309 (37.0%)	17 (53.1%)	292 (36.4%)
e. 平成 29 年度	24 (2.9%)	2 (6.3%)	22 (2.7%)
f. 平成 30 年度	2 (0.2%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
g. 平成 31 年度以降	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
h. 未定	19 (2.3%)	1 (3.1%)	18 (2.2%)
i. その他	5 (0.6%)	1 (3.1%)	4 (0.5%)
未回答	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
計	835 (100.0%)	32 (100.0%)	803 (100.0%)

Q. 固定資産台帳整備について、どのような課題がありますか。(複数回答可) (n=835)

	全団体	都道府県	市区町
a. 過去の資料が足りない	479 (57.4%)	14 (43.8%)	465 (57.9%)
b. 整備に必要な予算が足りない	122 (14.6%)	8 (25.0%)	114 (14.2%)
c. 整備に必要な職員が足りない	351 (42.0%)	15 (46.9%)	336 (41.8%)
d. 整備すると財産に関する調書と一致しない	239 (28.6%)	2 (6.3%)	237 (29.5%)
e. 必要性が理解できない	19 (2.3%)	0 (0.0%)	19 (2.4%)
f. わからない	45 (5.4%)	1 (3.1%)	44 (5.5%)
g. その他	93 (11.1%)	10 (31.3%)	83 (10.3%)

<参考：前回調査（平成 25 年）>

Q. 固定資産台帳整備の完了時期について、どのような予定ですか。（一つ回答）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 既に完了	208 (21.2%)	7 (20.6%)	201 (21.2%)
b. 平成 25 年度	48 (4.9%)	1 (2.9%)	47 (5.0%)
c. 平成 26 年度	51 (5.2%)	0 (0.0%)	51 (5.4%)
d. 平成 27 年度	38 (3.9%)	0 (0.0%)	38 (4.0%)
e. 平成 28 年度	14 (1.4%)	0 (0.0%)	14 (1.5%)
f. 平成 29 年度	4 (0.4%)	0 (0.0%)	4 (0.4%)
g. 未定	604 (61.6%)	25 (73.5%)	579 (61.1%)
h. その他	9 (0.9%)	1 (2.9%)	8 (0.8%)
未回答	5 (0.5%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)
計	981 (100.0%)	34 (100.0%)	947 (100.0%)

Q. 固定資産台帳整備について、どのような課題がありますか。（複数回答可）（n=981）

	全団体	都道府県	市区町
a. 過去の資料が足りない	602 (61.4%)	18 (52.9%)	584 (61.7%)
b. 整備に必要な予算が足りない	386 (39.3%)	18 (52.9%)	368 (38.9%)
c. 整備に必要な職員が足りない	621 (63.3%)	17 (50.0%)	604 (63.8%)
d. 整備すると財産に関する調書と一致しない	262 (26.7%)	2 (5.9%)	260 (27.5%)
e. 必要性が理解できない	20 (2.0%)	0 (0.0%)	20 (2.1%)
f. わからない	31 (3.2%)	0 (0.0%)	31 (3.3%)
g. その他	80 (8.2%)	10 (29.4%)	70 (7.4%)

2. 日々仕訳を予定している団体は僅か 3.1%、財務書類のマネジメントでの活用を本気で推進するのであれば、まずは法定の決算制度の見直しを検討すべきである

統一的な基準による財務書類を作成する予定の団体は 96.2%となっている。統一的な基準では複式簿記を導入する意義として、1) 帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること、2) 事業別・施設別等のより細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること、としている。この意義を踏まえると、複式簿記の導入方法としては日々仕訳が望ましいとしている¹。ただし、日々仕訳は、職員の事務負担が生じることや、経費負担等の課題があるため、期末一括仕訳も容認されている²。

しかし、統一的な基準による財務書類を作成する予定の団体のうち、原則とされた日々仕訳を予定している団体は僅か 3.1%となっている。他方、期末一括仕訳を予定している団体は 71.6%となっており、大半を占めている。期末一括仕訳は日々仕訳に比べ特に財務書類の作成・開示の適時性の点で劣っている。即ち、日々仕訳が決算前であっても 4 半期毎など必要な際に財務書類を早期に作成できるのに対し、期末一括仕訳は決算が終わらないと財務書類を作成できない。

適時性に問題のある期末一括仕訳では財務書類のマネジメントでの活用に限界がある。複式簿記を導入する意義のうち、2) は財務書類のマネジメントでの活用を想定している。つまり、財務書類が示す決算情報を行政評価結果などと組み合わせることによって、翌年度の予算編成などへ反映するのである。ここで、財務書類のマネジメントでの活用を想定した場合には、適時性が重要となる。財務書類と予算編成の時点が乖離してしまうと状況が変わってしまい、財務書類に基づく決算情報は予算編成において有用でなくなる恐れがあるのである。

期末一括仕訳を予定する団体が大半なのは財務会計システムの改修が必要なためである。統一的な基準による財務書類の作成が要請されても法定の決算制度は変わっていない。そのため、大半の団体は多額の経費が必要となる財務会計システムの改修に踏み込めないのだと考えられる。もし財務書類のマネジメントへの利用を本気で推進するのであれば、まずは法定の決算制度の見直しを検討すべきである。

Q. 統一的な基準による財務書類の作成について、どのように対応する予定ですか。(一つ回答) (n=835)

	全団体	都道府県	市区町
a. 統一的な基準による財務書類を作成する	803 (96.2%)	30 (93.8%)	773 (96.3%)
b. 統一的な基準による財務書類を作成しない	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
c. 未定	30 (3.6%)	2 (6.3%)	28 (3.5%)
未回答	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
計	835 (100.0%)	32 (100.0%)	803 (100.0%)

¹ 日々仕訳は、原則として、取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行うもの（総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月））。

² 期末一括仕訳は、日々の取引の蓄積を、期末に一括して仕訳を行うもの（総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月））。

Q. “統一的な基準による財務書類を作成する”を選択した団体にお聞きます。統一的な基準による財務書類の作成について、どのような予定ですか。(一つ回答) (n=803)

	全団体	都道府県	市区町
a. 既に完了	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
b. 平成 27 年度	36 (4.5%)	0 (0.0%)	36 (4.7%)
c. 平成 28 年度	151 (18.8%)	0 (0.0%)	151 (19.5%)
d. 平成 29 年度	566 (70.5%)	27 (90.0%)	539 (69.7%)
e. 平成 30 年度	21 (2.6%)	1 (3.3%)	20 (2.6%)
f. 平成 31 年度以降	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
g. 未定	22 (2.7%)	2 (6.7%)	20 (2.6%)
未回答	7 (0.9%)	0 (0.0%)	7 (0.9%)
計	803 (100.0%)	30 (100.0%)	773 (100.0%)

Q. “統一的な基準による財務書類を作成する”を選択した団体にお聞きます。複式簿記の方法については、どのような予定ですか。(一つ回答) (n=803)

	全団体	都道府県	市区町
a. 日々仕訳	25 (3.1%)	1 (3.3%)	24 (3.1%)
b. 期末一括仕訳	575 (71.6%)	19 (63.3%)	556 (71.9%)
c. 未定	175 (21.8%)	10 (33.3%)	165 (21.3%)
d. その他	6 (0.7%)	0 (0.0%)	6 (0.8%)
未回答	22 (2.7%)	0 (0.0%)	22 (2.8%)
計	803 (100.0%)	30 (100.0%)	773 (100.0%)

3. 財政規律として健全化判断比率を利用している団体は80%、財務書類の指標も組み合わせ、財政規律足り得る指標を開発することが必要である

財政規律として健全化判断比率を利用している団体は80%となっている。平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、健全化判断比率が一定の基準以上になった場合には財政再生団体または財政健全化団体となる。財政再生団体または財政健全化団体になった団体は地方債の発行などで財政運営に制限が課せられる。

しかし、健全化判断比率は財政規律として不十分だと考えられる。平成26年度決算で健全化判断比率に基づく財政再生団体は北海道夕張市、財政健全化団体は“なし”となっている。これは地方財政が厳しいという現場の実感からは乖離していると考えられる。また、健全化判断比率は標準財政規模を分母としている。そのため、地方交付税が減少すれば各団体の取り組みに関わらず指標は一気に悪化してしまう。

これまでも財務書類はほぼ100%の団体で作成されてきた。しかし、財務書類は公表されるものの、財政規律を含めほぼ活用されてこなかった。平成27年12月に総務省から公表された「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」では健全化判断比率の見直しの方向性も示されている。同報告書や経済財政諮問会議「経済・財政再生アクションプログラム（原案）」で提示されている「資産老朽化比率」のように、具体的な指標の開発に当たっては、既存の財政指標だけでなく標準装備となった財務書類の指標も組み合わせ、財政規律足り得る指標を開発することが望まれる。

Q. 財政規律について、どのような財政指標を利用していますか。（複数回答可）（n=835）

	全団体	都道府県	市区町
a. 健全化判断比率	664 (79.5%)	25 (78.1%)	639 (79.6%)
b. 財政力指数	406 (48.6%)	13 (40.6%)	393 (48.9%)
c. 独自の財政指標	26 (3.1%)	1 (3.1%)	25 (3.1%)
d. 財政指標は利用していない	64 (7.7%)	1 (3.1%)	63 (7.8%)
e. 財政規律は考えていない	34 (4.1%)	0 (0.0%)	34 (4.2%)
f. その他	83 (9.9%)	9 (28.1%)	74 (9.2%)
g. わからない	15 (1.8%)	1 (3.1%)	14 (1.7%)

Q. 予算編成について、どのような決算情報を利用していますか。（複数回答可）（n=835）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	794 (95.1%)	25 (78.1%)	769 (95.8%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	28 (3.4%)	2 (6.3%)	26 (3.2%)
c. 決算情報は含まれていない	28 (3.4%)	3 (9.4%)	25 (3.1%)
d. その他	17 (2.0%)	4 (12.5%)	13 (1.6%)
e. わからない	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

Q. 行政評価について、どのような決算情報を利用していますか。(複数回答可) (n=835)

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	571 (68.4%)	22 (68.8%)	549 (68.4%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	23 (2.8%)	3 (9.4%)	20 (2.5%)
c. 決算情報は含まれていない	45 (5.4%)	3 (9.4%)	42 (5.2%)
d. 行政評価を導入していない	181 (21.7%)	3 (9.4%)	178 (22.2%)
e. その他	15 (1.8%)	4 (12.5%)	11 (1.4%)
f. わからない	13 (1.6%)	0 (0.0%)	13 (1.6%)

Q. 中期的な財政の状況について、どのような決算情報に基づいて推計していますか。(複数回答可) (n=835)

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	735 (88.0%)	23 (71.9%)	712 (88.7%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	30 (3.6%)	1 (3.1%)	29 (3.6%)
c. 将来推計は行っていない	61 (7.3%)	2 (6.3%)	59 (7.3%)
d. その他	51 (6.1%)	8 (25.0%)	43 (5.4%)
e. わからない	7 (0.8%)	0 (0.0%)	7 (0.9%)

Q. 財政指標について、どのような財政指標を利用していますか。(複数回答可) (n=835)

	全団体	都道府県	市区町
a. 財政力指数	695 (83.2%)	26 (81.3%)	669 (83.3%)
b. 経常収支比率	779 (93.3%)	28 (87.5%)	751 (93.5%)
c. 公債費比率	547 (65.5%)	20 (62.5%)	527 (65.6%)
d. 起債制限比率	194 (23.2%)	10 (31.3%)	184 (22.9%)
e. 住民一人当たり資産額	159 (19.0%)	8 (25.0%)	151 (18.8%)
f. 有形固定資産の行政目的別割合	56 (6.7%)	5 (15.6%)	51 (6.4%)
g. 歳入額対資産比率	67 (8.0%)	5 (15.6%)	62 (7.7%)
h. 資産老朽化比率	101 (12.1%)	7 (21.9%)	94 (11.7%)
i. 純資産比率	72 (8.6%)	4 (12.5%)	68 (8.5%)
j. 社会資本等形成の世代間負担比率	117 (14.0%)	7 (21.9%)	110 (13.7%)
k. 住民一人当たり負債額	269 (32.2%)	12 (37.5%)	257 (32.0%)
l. 基礎的財政収支	160 (19.2%)	10 (31.3%)	150 (18.7%)
m. 住民一人当たり行政コスト	172 (20.6%)	8 (25.0%)	164 (20.4%)
n. 住民一人当たり人件費・物件費等	118 (14.1%)	8 (25.0%)	110 (13.7%)
o. 行政コスト対公共資産比率	55 (6.6%)	4 (12.5%)	51 (6.4%)
p. 行政コスト対税率等比率	53 (6.3%)	5 (15.6%)	48 (6.0%)
q. 受益者負担の割合	98 (11.7%)	5 (15.6%)	93 (11.6%)

自治体マネジメントセンター・過去の主な調査結果

<地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査>

- 「第7回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2014年7月)
固定資産台帳の整備完了には職員・予算の不足の解消と実態と乖離してきた決算書類の修正が不可避
- 「第6回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2013年7月)
財務書類の活用には職員の教育が不可欠ー利用法を示しても活用には限界ー
- 「第5回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2012年6月)
更新すべき社会資本が特定できる団体は僅か15%ー大量更新時代に対応できない恐れー
- 「第4回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2010年12月)
約9割の団体で財務書類の作成は進むが活用には課題ー固定資産台帳は整備されておらず、整備完了時期は約半数が未定ー
- 「第3回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2009年12月)
公会計整備進むも、団体間比較に課題ー新公会計制度の抜本的な見直しが求められるー
- 「第2回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2008年12月)
約7割の団体が平成21年度以降に作成または作成時期未定ー平成21年秋の公表に黄信号
- 「第1回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」(2007年12月)
90%以上の団体が当面は「基準モデル」を採用せず

<地方自治体バランスシート全国比較>

- 「第9回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2014年7月)
市区の負債額、住民一人当たり147万円の差
- 「第8回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2013年7月)
収入よりコストが大きい団体が市区で4割ー過去の積立を取崩している可能性ー
- 「第7回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2012年10月)
住民一人当たり負債額、市区で143万円の差
- 「第6回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2011年6月)
市区の8割、連結をすると負債額1.5倍以上に
- 「第5回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2010年8月)
合併市町村の財政基盤強化が今後の課題
- 「第4回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2009年7月)
- 「第3回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2008年8月)
- 「第2回地方自治体バランスシート全国比較」調査結果(2007年7月)
- 「自治体バランスシートの全国比較」(2006年4月)

※調査結果の詳細はホームページ参照